

令和7年度青森市スマート農業推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農作業の省力・軽労化を進めるとともに、次世代を担う新規就農者の育成・確保を図るため、スマート農業機器（青森市RTK-GNSS基地局からの電波を受信する機器（以下「基地局受信機」という。）を除く。）の導入を行う農業者に対し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、スマート農業の普及、新技術の導入及び就農意欲の醸成並びに本市農業の持続的な発展に資することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、販売を目的に農業を営む市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は農業者若しくは農業法人等が組織し、規約等において、組織、運営及び事業計画の定めがある団体であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。
- （2） 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において実施されるロボット、AI、IoT等の先端技術を活用した機器（基地局受信機を除く。）（以下「スマート農業機器」という。）を導入する取組のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 農作業の省力化に取り組む事業
- （2） 農作物の収量・品質の向上に取り組む事業
- （3） 農作業に係る経費の削減に取り組む事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）（以下「補助対象経費」という。）は、スマート農業機器を第7条の規定による交付の決定を受けた日以後に購入した場合における当該購入に要する経費であって、この要綱の規定による補助金以外の補助金を受けていないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）と50万円とを比較していずれか低い額以内の額とする。

（補助金の交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年度青森市スマート農業推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 補助対象経費の内容が分かる見積書
- （3） 市税に係る納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができるときは、補助金の交付申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

3 当該年度の補助金の交付は、交付申請者1人につき1回限りとする。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、令和7年度青森市スマート農業推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は、交付しないこととした場合は、令和7年度青森市スマート農業推進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

（変更申請等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書に記載された事業を変更しようとするとき、又は廃止しようとするときは、令和7年度青森市スマート農業推進事業変更（廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに令和7年度青森市スマート農業推進事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第7号）

(2) 補助対象経費の支払が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度青森市スマート農業推進事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条により額を確定した後、交付するものとする。

(請求)

第12条 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(成果報告会等)

第13条 補助事業者は、本市のスマート農業の普及のため、市が必要に応じて行う実地調査や市が実施するスマート農業の成果報告会等に協力するよう努めなければならない。

(取扱方法)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。